

件名

保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百十六条第二項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準（平成八年大蔵省告示第四十八号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和七年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
〔1・2 略〕 3 前二項の定めるところにより計算した保険料積立金又は払戻積立金の額がそれぞれの契約者価額を下回る場合には、当該契約者価額をもって保険料積立金又は払戻積立金とする。ただし、マーケット・バリュール・アジャストメント（保険契約の解約により保険契約者に払い戻される返戻金（以下この項において「解約返戻金」という。）の額の計算に際して、運用対象資産の契約時と解約時の金利差によって生ずる時価変動額に基づく調整を加える仕組みをいう。以下この項において同じ。）を有する保険契約を基礎とする区分（保険金、返戻金その他の給付金（第十項、第十三項及び第十四項において「保険金等」という。）の額を表示する通貨の種類ごとに、保険契約のキャッシュ・フローの特性に応じて区分された保険契約の集合をいう。以下この項において同じ。）が、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、当該区分に属する保険契約（令和八年四月一日以降締結する保険契約のうち、マーケット・バリュール・アジャストメントが適用されているものに限る。以下この項において同じ。）にあつては、解約返戻金の額に基づき計算した契約者価額を保険料積立金としないことができる。 一 区分に対応する資産（売買目的有価証券を除く。以下この項において同じ。）の時価が、当該区分に属する保険契約のマー	〔1・2 同上〕 3 前二項の定めるところにより計算した保険料積立金又は払戻積立金の額がそれぞれの契約者価額を下回る場合には、当該契約者価額をもって保険料積立金又は払戻積立金とする。

〔号を加える。〕

ケット・バリュー・アジャストメントによる調整及び解約控除額（解約返戻金の額の計算に際して、契約者価額から控除する金額をいう。）を反映した後の契約者価額を上回ること。

二 区分に対応する資産の全体金利感応度（全ての年限の金利を一定の水準変動させた場合における資産又は負債のキャッシュ・フローに基づいて算出された現在価値の増減額をいう。以下この号において同じ。）を、当該区分に属する保険契約の全体金利感応度で除した値が〇・九以上一・一以下であること。ただし、新たな区分（既存の区分に属する保険契約と通貨の種類又はキャッシュ・フローの特性が異なる保険契約を区分するものに限る。次号ロにおいて同じ。）を設定する場合にあつては、その設定の後十事業年度を経過するまでの間は、当該除した値を〇・八以上一・二五以下とすることができる。

三 区分に対応する資産の五年ごと金利感応度（五年単位で定める特定の年限の金利を一定水準変動させるとともに、当該特定の年限から近接する五年単位で定める年限に向かって変動水準を零まで通減させた場合（近接する五年単位で定める年限がない場合を除く。）における資産又は負債のキャッシュ・フローに基づいて算出された現在価値の増減額をいう。以下この号において同じ。）を、当該区分に属する保険契約の五年ごと金利感応度で除した値（以下この号において「五年ごと金利感応度比率」という。）がそれぞれ〇・八以上一・二五以下であること（当該区分に属する保険契約について、一部の年限のキャッ

「号を加える。」

「号を加える。」

シュ・フローが僅少であるため、当該年限を含む五年ごと金利感応度の重要性が乏しいと認められる場合を除く。）。ただし、次のイ又はロに掲げる場合にあつては、当該イ又はロに定めるところによることができる。

イ 区分の年限五年の五年ごと金利感応度比率が〇・八以上一・二五以下でない場合 年限五年の五年ごと金利感応度比率の計算に代えて、金利変動後の当該区分に対応する資産の五年までのキャッシュ・フローの現在価値を金利変動後の当該区分に属する保険契約の五年までのキャッシュ・フローの現在価値で除した値が一・〇以上一・二五以下であること。

ロ 新たな区分設定の後十事業年度を経過するまでの間の場合 五年ごと金利感応度比率の計算に代えて、金利変動後の当該区分に対応する資産の時価を金利変動後の当該区分に属する保険契約のキャッシュ・フローの現在価値で除した値が一・〇以上一・二五以下であること。

「4ゝ9 略」

10 第一項第三号ロ、第四項から第六項まで及び前二項の規定にかかわらず、アメリカ合衆国通貨又はオーストラリア通貨をもって保険金等の額を表示する保険契約（以下それぞれ「米国通貨建保険契約」又は「豪州通貨建保険契約」という。）における第一号保険契約及び第二号保険契約においては、次の表一の上欄に掲げる保険契約の区分に応じ、同表の下欄に定める対象利率を次の表二の上欄に掲げる対象利率に区分してそれぞれの数値に同表の

「4ゝ9 同上」

10 第一項第三号ロ、第四項から第六項まで、第八項及び第九項の規定にかかわらず、アメリカ合衆国通貨又はオーストラリア通貨をもって保険金、返戻金その他の給付金（以下この項、第十三項及び第十四項において「保険金等」という。）の額を表示する保険契約（以下それぞれ「米国通貨建保険契約」又は「豪州通貨建保険契約」という。）における第一号保険契約及び第二号保険契約においては、次の表一の上欄に掲げる保険契約の区分に応じ

下欄に掲げる安全率係数を乗じて得られた数値の合計値（以下この項において「基準利率」という。）が、基準日（毎月一日をいう。以下この項及び次項において同じ。）時点で適用されている予定利率と比較して〇・〇五パーセント以上乖離している場合には、基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率（基準利率が〇・〇五パーセントの整数倍の利率と〇・〇二五パーセント乖離している場合にあつては、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率）を予定利率とし、当該基準日から一月を経過した日以降締結する保険契約に適用する。ただし、令和四年三月一日を基準日とする保険契約に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率（基準利率が〇・〇五パーセントの整数倍の利率と〇・〇二五パーセント乖離している場合にあつては、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率）とする。

〔表一・表二 略〕

〔11〕15 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

、同表の下欄に定める対象利率を次の表二の上欄に掲げる対象利率に区分してそれぞれの数値に同表の下欄に掲げる安全率係数を乗じて得られた数値の合計値（以下この項において「基準利率」という。）が、基準日（毎月一日をいう。以下この項及び次項において同じ。）時点で適用されている予定利率と比較して〇・〇五パーセント以上乖離している場合には、基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率（基準利率が〇・〇五パーセントの整数倍の利率と〇・〇二五パーセント乖離している場合にあつては、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率）を予定利率とし、当該基準日から一月を経過した日以降締結する保険契約に適用する。ただし、令和四年三月一日を基準日とする保険契約に適用される予定利率は、令和四年三月一日における基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率（基準利率が〇・〇五パーセントの整数倍の利率と〇・〇二五パーセント乖離している場合にあつては、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率）とする。

〔表一・表二 同上〕

〔11〕15 同上〕